

農政時流

第70号

令和8年6月1日発行

(一社)宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

<https://miyanoukai.jp/>

1面・臨時総会開催、令和8年度宮城県農業会議事業計画等決定

2面・令和9年度農地法制見直しの論点について

3面・令和8年度宮城県農業者年金加入推進の取組方針について

・所有者不明農地の県内の状況について

(アンケート結果を踏まえて)

4面・令和7年度農業委員会巡回の結果について

・「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の改訂について

・新しく選任された常設審議委員の御紹介

第20回臨時総会において 令和8年度事業計画を承認

去る3月23日(月)、宮城県農業会議の第20回臨時総会を開催しました。

冒頭、中村会長から『「食料・農業・農村基本計画」においても、地域計画の実現とブラッシュアップは最重要課題である。農業委員会組織は農地の集積・集約化を早急に進めるとともに、市町村と連携して担い手農業者の確保に努める必要がある。令和8・9年度の農業委員改選を見据え、若手や女性委員が活躍できる組織体制づくりに協力願いたい」との挨拶がありました。

続いて「農業委員会だよりコンクール」の表彰式を行い、最優秀賞の栗原市、優秀賞の仙台市、大崎市、石巻市、および特別賞の色麻町、南三陸町の計6農業委員会に対し、賞状を授与しました。また、全国コンクールに出品した仙台市農業委員会が全国2位の優秀賞に輝いた旨、報告がありました。その後、宮城県知事(代読：農政部 安住理事兼副部長)より祝辞を頂戴し、議事に入りました。

議事では「令和8年度事業計画(案)」や「令



和8年度収支予算(案)」など5議案が上程され、すべて原案どおり承認されました。

令和8年度事業計画の主な内容は以下のとおりです。

- ・農地等利用最適化活動の支援

令和7年度からの全国運動に基づき、各農業委員会の目標達成を支援します。研修会や大会を通じた相互研鑽・意識統一を図るとともに、県民への理解促進に努めます。

- ・農地の情報収集・提供及び有効利用推進支援

地域計画のブラッシュアップに向け、目標地図の見直しや「農業委員会サポートシステム」の操作支援、情報提供を行うほか、所有者不明農地の解消に取り組みます。

- ・多様な担い手の確保と経営支援

農業経営・就農支援センターを軸に、経営継承や新規参入を支援します。女性や若者の参画を促すほか、農業者年金の加入推進など、農業委員会とともに活動の活性化を図ります。

- ・農業に関する調査及び情報提供活動の強化

「全国農業新聞普及推進3カ年運動」に基づき、委員全員の購読や担い手への普及拡大を推進します。また、未発行の農業委員会に対し「農業委員会だより」の発行を支援します。

このほか、農地転用許可等の適正執行や、現場の声を反映した政策提言・要請活動等を行ってまいります。

皆様には、引き続き本会の取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年農地法制見直し(仮称)の論点について

宮城県農業会議の第20回臨時総会閉会後に「農業委員会会長・事務局長研修会」を開催しました。講師として全国農業会議所の植田事務局長を招きましたが、令和9年に予定されている農地法制見直しに向けた最新の論点についても情報提供をいただきました。

■ 令和9年の法改正に向けた背景

令和9年は農地法や基盤強化法などの農地関連法の改正から5年目を迎える見直し時期にあたります。食料・農業・農村基本法の改正や同基本計画の見直しに伴い、大幅に改正される見込みです。

今般の地域計画の策定、今後のブラッシュアップや実行に当たっても、農業委員会への期待は高まり続けています。しかし、予算や人員が限られる中で、増大し続ける業務への対応は限界に近づいており、通常業務への支障も懸念されます。

■ 権限の明確化と業務の精査を要求

こうした現状を受け、全国農業会議所は、令和9年の法見直しに併せて農業委員会法の改正も働きかける方針です。具体的には、農業委員会の役割に対する法的な裏付けや必要な権限の付与を求めるほか、業務の「スクラップ・アンド・ビルド」を強く要求していくこととしています。

■ 組織体制の見直しと政治レベルの協議

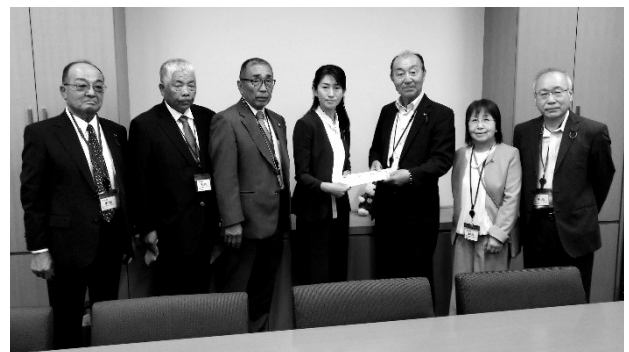
全国農業会議所の國井会長は昨年末から農林水産省幹部との意見交換を続けており、特に最

大の焦点の一つである「農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置問題」については、すでに鈴木農林水産大臣を含む政治レベルの協議段階に入っています。

委員の併存配置については、円滑に運用されている地域がある一方で、課題を抱える委員会も存在します。農林水産省は慎重に検討を進めるため、全国約300の農業委員会を対象としたヒアリングを実施する予定です。

■ 地域の声を国政へ届けるために

自民党の農地政策検討委員会においても、地域計画の取組状況や農地中間管理事業の活用、不在村農地所有者対策などの事例研究が進められ、令和9年の農地法制見直しに向けた検討が深まっています。今後、全国農業委員会会長大会等に合わせたの政府や国会議員へ要請活動を行います。地域課題解決に直結する的確な要請事項をまとめ上げるため、皆様の積極的な意見集約への御協力をお願いいたします。



県選出国会議員への要請活動（令和7年5月）

令和9年農地法制見直し(仮称)のイメージ

改正対象法

農業経営基盤強化促進法

農地中間管理事業の推進に関する法律

農地法



農業委員会等に関する法律



農業委員会系統組織における課題

地域計画実行(実現とブラッシュアップ)における農業委員会の新たな役割・任務・権限(権能)をどうするのか

農業委員、農地利用最適化推進委員の併存配置問題等農業委員会制度の在り方

→市町村、農業委員会それぞれの分掌の明確化、体制、予算の強化等の解決を目指す

農地中間管理事業(農地バンク)の在り方

→農地の集積・集約

→農地の総量確保、適正利用の確保等

※令和8年3月23日 第2回市町村農業委員会会長・事務局長研修会資料より抜粋

令和8年度宮城県農業者年金加入推進の取組方針について

独立行政法人農業者年金基金では、国から示された第5期中期目標（令和5年度～令和9年度）の達成に向け、「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」に取り組んでいます。令和7年度の新規加入者の全国実績は、全体2,614人（うち若者1,270人、女性965人）で、2年連続で前年度対比増加となりました。本県では全体の新規加入者目標49人に対し実績が55人で、目標を達成することができました。皆さまには加入推進にご尽力いただきありがとうございます。

本会においては、農業者年金基金の加入推進取組方針に沿い、「令和8年度宮城県農業者年金加入推進の取組方針」を令和8年4月17日に開催した第1回理事会において決定し、県内全市町村農業委員会及び農業協同組合と協力して加入推進に取り組むことといたしました。

新規加入者が着実に増えている農業委員会では、日々の委員会業務の中に「加入推進」の仕組みをうまく組み込んでいます。例えば、農地の利用状況調査を行う際に、あわせて加入対象

者へ制度を周知し、興味を示した方には個別に詳しい説明を行っています。また、農地法第3条の申請などで窓口を訪れた方から、地域に加入対象者がいないか聞き取りを行うなど、組織として情報を集め、加入推進活動につなげる体制が構築されています。

本会でもWEBやSNS等の媒体を活用したPR活動、関係団体を通じた周知活動の実施を計画中です。今年度も目標達成に向けご協力の程、よろしくお願いいたします。

加入対象者の具体例

こんな人も加入対象者

- ◎農業経営者の奥さん、後継者
- ◎自営業の兼業農家
- ◎農業経営体でパート・アルバイトをしている国民年金第一号被保険者
- ◎早期退職後に農業を始めた方
- ◎今まで野菜を作っていて夫の定年退職により第1号被保険者になった奥さん
- ◎家が農家で季節労働的に手伝っている息子や娘
- ◎移住してカフェや民宿を営む方や料理店や理髪店などの個人経営の事業者
- ◎小規模の菜園をされていたり、農地の畦の草刈りや水路清掃をされている方

いわゆる半農半X

所有者不明農地の解消に向けて

所有者不明農地は、全農地の約2割（93.4万ha）を占め（平成28年農林水産省による実態調査）、地域計画の実現や農地の集約化における大きな課題となっています。本会では、令和7年度から「所有者不明農地対策事業」の実施を通じ、農業委員会と連携して解消に向けた取組を行っています。

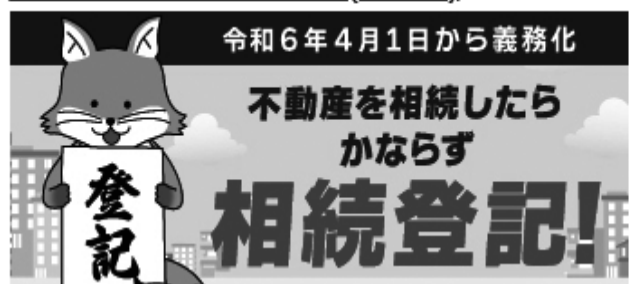
「所有者不明農地対策事業」は、地域計画エリア内を対象として、探索による所有者の特定と相続登記の促進、制度活用による農地バンクへの貸付同意の取得等を目的としています。解消の緊急度や難易度が高い地区を「支援地域」に選定し、解消までの工程を「ロードマップ」にとりまとめ、必要に応じて司法書士等の専門家が相続関係図の作成や課題解決を支援します。所有者が確知できない場合でも、公示手続を経て農地バンクに最長40年の利用権を設定できる制度が整備されています。

本県内の調査（令和8年3月時点）では、回答した農業委員会の34%が所有者不明農地の実態を把握しており、229筆の不明農地が確認されています。数次相続や海外居住等の難事例、

手続の遅滞により再公示が必要なケースも報告されていますが、解消事例を蓄積し県内に横展開することで、地域全体の対策レベルの向上を図ってまいります。

なお、令和6年4月1日に法改正が行われ、相続したことを知った日から3年以内に登記することが義務化されています。所有者不明農地の発生防止に向け、あらためて農業者の方々へ広く周知くださいますようお願いいたします。また、不動産所有者は、氏名・名称または住所に変更があったときは、その変更日から2年以内に変更登記することが令和8年4月1日から義務化されています。

○ 相続登記の特設ページ(法務省) □



令和7年度農業委員会巡回の結果について

令和7年度市町村農業委員会巡回活動は、県内全34農業委員会を対象に実施いたしました。(女川町で農業委員会設置なし。)

県内の34市町村農業委員会の体制としては、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」とします。)を設置していない農業委員会は4委員会(農地面積要件2委員会、農地集積率・遊休農地率要件2委員会)で、30委員会に推進委員が設置されています。農業委員会総会に推進委員が毎回・全員出席しているのは20委員会、総会案件の地区の推進委員が毎回出席しているのが5委員会、推進委員が全く出席していないのが3委員会、その他2委員会となっています。また、1委員会が改選により委員定数の見直しを行っています。

委員一人当たりの活動記録簿の記入日数(最適化活動日数)では、令和6年度と比較した平均目標日数が8.9日から9.2日に0.3日増加、

実績では6.1日から6.6日に0.5日増加しています。委員の皆様は活動記録簿の記帳が習慣化されてきたことや、各農業委員会において記帳に該当する活動の説明や情報共有、記録簿様式を記入式から選択式に変更する等の工夫がされており、実績が伸びています。(下表のとおり。)

最適化活動の3要素のうち新規参入の推進については、各農業委員会での取組状況が異なるところです。国のいわゆる「ガイドライン」により農業委員会は、年度中に1名以上の推進委員等の新規参入相談会への出席が必要とされています。この目標設定により、市町村と連携して独自の新規参入相談会を開催する農業委員会が増えており、毎月の農家相談日を活用した取組みも多くみられます。担い手農業者の確保・定着のため、各市町村、農業委員会の新規参入相談会の独自開催等による取組みの強化が期待されています。

□ 委員1人あたりの最適化活動日数の実績(34委員会)

| 年 度 | 1日以上 3日未満 | 3日以上 8日未満 | 8日以上 10日未満 | 10日以上 11日未満 | 11日以上 | 平均値 |
|-------|--------------|--------------|---------------|----------------|------------|------|
| 令和6年度 | 8 (24%) | 14 (41%) | 6 (18%) | 2 (6%) | 4 (12%) | 6.1日 |
| 令和7年度 | 7 (21%) | 13 (38%) | 7 (21%) | 2 (6%) | 5 (15%) | 6.6日 |

お知らせ

「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領を改定しました！

宮城県農業会議は、「持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要項を改定しました。令和7年3月末までに県内全196地区で「地域計画」が策定されたことを受け、今後は計画の実行と「磨き上げ(ブラッシュアップ)」に重点を置きます。

主な改定内容は、農業委員会による「目標地図の変更素案」作成の追加です。サポートシステムを活用し、実情に応じた地図更新を支援します。また、担い手不足が深刻な地区への対策として、区域見直しや基盤整備等の具体的施策

を拡充しました。県農業会議も市町村への伴走支援を強化し、地域農業の持続的発展を力強く後押しします。

新しく選任された常設審議委員の御紹介

(令和8年度第1回理事会(R8.4.17)において選任)



きした ゆう すけ
木下 祐 介

農林中央金庫仙台支店長